

小笠原諸島の返還と孤島政策

—世界自然遺産に登録された小笠原諸島と欧米系子弟の日本語学習を中心として—

村 岡 敬 明

1. はじめに

1967年11月14日と15日にワシントンD.C.で行われた日米首脳会議で佐藤栄作首相とジョンソン（Lyndon Baines Johnson）大統領は、南方諸島およびその他の諸島（小笠原諸島）の地位について検討し、これらの諸島の日本国への返還をこの地域の安全を損なうことなく達成するために具体的な協議に入ることで合意した⁽¹⁾。その後の外交交渉で、1951年9月8日にサンフランシスコで署名された日本国との平和条約第3条の規定に基づくすべての権利および利益を米国は放棄し、日本国は、小笠原諸島の領域および住民に対する行政、立法および司法上のすべての権力を行使するための完全な権能および責任を行使する旨の協定を締結した。

1968年4月5日に東京で、日本語および英語による協定書2通を作成し、三木武夫外相とジョンソン（Ural Alexis Johnson）特命全権大使がそれぞれ署名した。なお、1968年6月26日から締結した協定の効力が発生する。また、『『南方諸島およびその他の諸島』とは、嬬婦岩の南の南方諸島（小笠原諸島、西之島および火山列島を含む。）並びに沖の鳥島および南鳥島をいい、これらの諸島の領水を含む』⁽²⁾ものである。

返還後、小笠原諸島は東京都に組み込まれるが、東京から南方へ1,000km以上も離れた孤島である。その上に、僅かな農業と水産業で生計を立てており、米軍統治下では生活のかなりの部分を米軍に依存していた。さらに、第二次世界大戦後、米軍が小笠原諸島を統治したとき、欧米系の帰化人は残ることを許されたが、日本人は小笠原諸島から本土に強制移住させられた。したがって、小笠原の日本人は、返還後に再度帰島した人達である。つまり、米軍統治下で米国式の教育を受けた欧米系帰化人の子孫と本土で日本式の教育を受けた

日本人とが交り合って生活を営むのである。考え方も違えば、生活様式も異なる、まるで異民族同士の日常生活が始まったのである。

無人島であった小笠原諸島に最初に入植した欧米人の子孫が帰化し、終戦後の23年間は、統治する米軍によって米国式教育に切り替えられ、それが定着していた。1968年に、突然、日本に返還されたことで、欧米系島民の子弟にとって、学校の授業の言語が英語から日本語に変わることに對する不安が特に大きくなっていた。

本研究では、まず、欧米系島民の子弟に日本語を理解させるための学習について外務省が米国側関係者（ジョンソン駐日大使、マギー在日米軍司令官、スナイダー国務省日本部長、在ハワイ太平洋艦隊司令部法務課長S. Katz大佐、在グアム・マリアナ海軍司令部参謀長J. E. Mishamm大佐、在グアム・マリアナ海軍司令部小笠原担当官B. Rosenback大尉）から聴取した要望資料から明らかにする。つぎに、米軍統治下を小笠原で過ごしてきた欧米系島民と返還後に帰島した元島民とが、世界自然遺産に登録された小笠原諸島を保全しながら、農業、漁業、および観光産業を如何に自然遺産に融和させながら発展させていくかという孤島政策について読み解く。

以上のことが関係する先行研究としては、尾曲巧と真崎翔の「小笠原返還にむけた動き」、真崎翔の「小笠原返還交渉の意義」、および西郷南海子の「小笠原返還にともなう初等教育の転換」などが挙げられる。以下にその内容を略記する。

尾曲は、「1882年に欧米系島民が日本に帰化した。戦後の23年間は再び米軍統治下に置かれ、返還と同時にまた日本国民に戻った。彼らを線引きしたのは国家間の都合である。戦前、戦中、戦後にわたって欧米系島民は欧米の血が流れているという彼らの生まれによって運命を翻弄され、彼らを個々の人たらしめる価値観や道徳観で扱われることはなかった」³⁾と記している。

真崎は、「小笠原返還に向けて、国務省は、良好で安定した日米関係を構築する必要性から早期返還を求めた。一方で、軍部は、不安定化しつつある極東情勢を懸念し、米国の安全保障戦略上の要請から、小笠原を恒久的に軍事占領する必要性を訴えた。最終的に、1967年11月の日米首脳会談において返還が合意された。それは、自国の軍事的利益よりも、日米の友好関係から得られる

利益を優先した結果である」⁽⁴⁾と述べている。つぎに、小笠原返還交渉が、ベトナム戦争の拡大により動揺した日米関係の緊張緩和と、1970年の日米安全保障条約の延長に結びついたと意義付けている⁽⁵⁾。

西郷は、米軍統治下で米国カリキュラムによる初等教育を受けていた生徒が、返還後に日本教育に転換した日常教育を考察し、理解力の乏しい生徒が「日本人」に「なる」ことを余儀なくされたプロセスを明らかにしている⁽⁶⁾。

2. 米軍統治下の小笠原諸島

小笠原諸島は、第二次世界大戦末期の1945年3月17日に硫黄島守備隊が玉砕してから、1968年6月26日に返還されるまで米軍統治下に置かれた。激しい戦いのあった硫黄島は米軍基地となり、返還後は自衛隊の通信基地として使用されている⁽⁷⁾。ただし、元島民は未だに帰島が許可されていない。返還後も自衛隊の硫黄島通信所は引き続き米軍にも共用が許されたが、現在まで米軍は通信所を一度も使用しておらず、海上自衛隊の揚陸場や航空自衛隊の滑走路を訓練に使用しているだけである。

東アジアでの米ソの対立が激化した1950年代後半には、ソ連（現：ロシア）軍との核戦争に備えて、米軍統治下の小笠原諸島には核兵器が貯蔵されていた。核貯蔵施設は、1964年に撤去された父島の米海軍施設のポラリスミサイルと硫黄島の米空軍基地の2か所であった⁽⁸⁾。小笠原返還時に日米両国政府は、硫黄島の核再配備は、事前協議の対象とすることで1968年4月10日に合意した。米国はこの合意を「小笠原核密約協定」とし、軍事緊急事態において核兵器を貯蔵する権利に対する国防総省の最低限の要求を満足し、有事の核再持ち込みを可能にした。

以下に「小笠原核密約協定」の詳細を示す⁽⁹⁾。

1967年11月5日に国務省から駐日大使館のジョンソン特命全権大使に、小笠原返還とは別に、非常事態に備えて核兵器の問題を協議する権利を留保すると、佐藤栄作首相と三木武夫外相とに伝達するように命令が下された。翌日、早速三木外相とジョンソン特命全権大使の会談がもたれ、大使は「小笠原群島およ

び硫黄島の核兵器貯蔵が必要となる非常事態において、米国は日本政府にこの問題を提起することを希望し、日本政府からの好意的対応を期待する」と国務省からの意向を伝達した。これに対し、三木外相は「あなたが指摘した事例は、まさに日米安全保障条約の事前協議の対象であり、あなたが引用する事情のもとでは、日本政府は、そのような協議に入るとしか言えない」と述べた。

日米安全保障条約の事前協議制度は、日本における米軍の装備の重要な変更に対し、事前に日米で協議することを定めた制度であるが、日本に拒否権を保証したものではなく、これまで一度も協議がもたれたことはない。

3. 日本側から見た小笠原諸島の返還交渉

1961年5月にケネディ大統領は局地戦争であるベトナムに介入した。ベトナム戦争は、早期解決を目指す米国のもくろみに反して徐々に泥沼化していった。そうした中でケネディ大統領は、1963年末までに1,000名の兵力削減を決定し、ベトナムから撤退することを明確にした。しかし、1963年11月22日にケネディ大統領はダラスで暗殺された。ケネディ政権を引き継いだジョンソン大統領は、直ちにベトナムからの撤退を停止し、逆にベトナム戦争に本格介入を開始した。ベトナム戦争真っ最中の1964年12月29日、佐藤栄作首相とライシャワー（Edwin Oldfather Reischauer）駐日大使が会談した。その席上で、佐藤首相は、「アジアの防衛ラインは韓国の38度線から台湾海峡を経てベトナムに至るとして、米国のアジア戦略への理解を示した」¹⁰⁰。そして、日米安全保障条約と在日米軍基地が日本の防衛および極東防衛のために存在するという認識も示した。それを米国政府は評価し、日米間の相互理解が深まった。こうした経緯を受けて、佐藤首相とジョンソン大統領のワシントンD.C.における1967年11月14日と15日の会談で、小笠原返還が合意された。

両首脳の合意を受けて、小笠原の早期返還に向けて日米の現場での担当者会議がそれぞれ持たれた結果、1968年4月5日に「南方諸島およびその他の諸島に関する日本国と米国との間の協定」が調印され、同年6月12日公布、26日に発効し、小笠原諸島は日本に返還された。以下は、1967年11月15日の返還合意か

ら1968年4月5日の調印に至るまでの約半年間にわたる両国の交渉過程について、外務省外交史料館の資料から読み解いたものである。

3.1 小笠原諸島の返還に関する総理府特連局主催の会議

小笠原諸島の返還に関する各省担当者の会議が、1967年11月18日と11月22日に総理府特別地域連絡局（特連局）⁽¹⁾で開催された。各会議の詳細な内容を以下に記述する。

3.1.1 各省担当者の第1回会議⁽²⁾

小笠原諸島返還に関する各省担当者の第1回会議が1967年11月18日に開催された。冒頭、特連局の加藤泰守参事官より、同年11月15日に「佐藤首相とジョンソン大統領との間の共同声明」で述べられている小笠原諸島の返還に関連し、今後の外務省と米国大使館との間の細目交渉に結果にもよるが、事務当局としては直ちに具体的方策を講ずる必要があると思われる、このため第1次現地調査団を可及的速やかに派遣することを考えている旨説明があった。

つぎに、総理府特連局の森谷渡航管理課長より、調査団の目的等について、次のような説明があった⁽³⁾。

- (1) 目的：現地事情の把握および現島民に対する日本政府の意図を説明する。
- (2) 調査期間と地域：2週間で父島、母島および硫黄島を調査する。
- (3) 輸送方法：海上保安庁巡視船（1,000トン級）
- (4) 団員構成：政府側13名、小笠原協会（道案内）2名、報道関係者5名の計20名
- (5) 調査事項
 - (イ) 港湾施設、幹線道路、気象、水道および返還施設の調査
 - (ロ) 第2次以降調査団のための宿舎施設の建設調査
 - (ハ) 農地、宅地の開発調査

- (二) 現島民の実情把握
- (ホ) 父島、母島の既存施設の調査
- (ハ) 第2次以降調査団の調査計画の策定

主管各省より問題点について、次のとおり説明があった⁴⁴⁾。

- (1) 法務省：(イ) 現島民の国籍、戸籍関係、特に日米二重国籍となっているものについての調査が必要
- (ロ) 土地登記簿が焼失しているので、権利関係の再調整が必要
- (2) 大蔵省：国有財産の調査および通貨切り替えを如何にするか。まず方式につき検討の要あり。
- (3) 農林省：小笠原の80%に及ぶ国有林の調査
- (4) 運輸省：既存の灯台および気象施設の調査、および将来の通信施設につき検討が必要
- (5) 郵政省：将来の郵便、電信業務につき検討が必要
- (6) 自治省：(イ) 住民福祉に関連する大型町づくりを前提とする場合における対策
- (ロ) 将来東京都の管理区域に移るとしても、政府が移管前に街づくりを進めることが必要

上記各省の説明は、省としての公式見解ではなく、担当官の見解が多いので、この他の省を含め至急省としての見解を取り纏め、特連局に提出することになった。

3.1.2 各省担当者の第2回会議⁴⁵⁾

小笠原諸島返還に関する各省担当者の第2回会議が1967年11月22日に開催された。特連局が各省より提出された小笠原諸島返還に伴い問題となるべき事項を取り纏め、各省よりそれぞれ説明があった。

席上各省より特に指摘された点は、(1)戦後も小笠原諸島に日本の関係法が

適用されており、それが米国の施政権下に置かれたことによって、一時的に適用を停止されているが復帰とともに日本の関係法がそのまま適用されると解してよいか、(2)戦後施行された日本の関係法は如何なる形で実施されるのか、の2点で、これについては、特連局より早急に法制局の見解を聴取することになった。

なお、会議の冒頭において吉川（外務省北米課）より、小笠原返還について米国側と具体的細目交渉にも入っていない現在において、各省が構想を新聞等に発表するようなことは厳に慎められたく、また、これらの構想が米軍施設とかち合うようなものであれば、対外的にも問題となる恐れがあるので、調査団の派遣計画を含め、外部はもとより、省内においても厳秘扱いにしてもらいたい旨注意を喚起した。

3.2 米国側から提供された小笠原諸島の実情

小笠原諸島の返還合意を受けて、我が国は総理府特連局が主催して、各省担当者会議を開催し、小笠原諸島の調査団を派遣しようとしていた矢先に、1967年12月15日付で米国から小笠原諸島の実情を知らせる資料が送付されてきた⁽⁶⁾。早速、外務省北米局北米課が和訳し、それが外交史料館に保存されていたので紹介する。当時の日本にとっては小笠原調査団を派遣して、小笠原諸島返還前の状況を把握するために非常に有用な資料であったと考えられる。

3.2.1 米国の軍事施設⁽¹⁷⁾

- (1) 父島：海軍が限定された兵站補給支援用および避難用の港湾施設を保持している。この施設は常設の兵舎、集会所、診療所、販売所、小灯台およびブイを含む。
- (2) 硫黄島：空軍が緊急収容飛行場を保持している。この飛行場は良好な状態にあるが、火山性の地質のため、常時整備を要する。この飛行場は航空機用ガソリンによる限定された燃料補給能力を有する。
- (3) 南鳥島：沿岸警備隊が飛行場および航空機用無線標識（ラジオ・ビーコン）

を維持している。また気象局が気象通報所を維持している。

3.2.2 父島の非軍事的諸事項⁽⁸⁾

(1) 人口（米国国籍を有しない者）

「60才以上の男子は9名、女子は14名」、「18才以上60才未満の男子は54名、女子は44名」、「18才未満の男子は44名、女子は40名」で合計34世帯205名。

(2) 施設

軍政官には、ハワイ州ホノルルに司令部を有する太平洋艦隊司令長官が当っており、副軍政官にはグアムに司令部を有するマリアナ地区海軍司令官が当たっている。また父島海軍施設司令官が常駐軍政官代表となっている。軍政官の監督の下に小笠原評議会（The Bonin Islands Council）が限られた範囲の自治を行っており、この評議会の構成員は、永住島民によって正当に選挙されたものである。

(3) 法令

軍政官によって小笠原諸島裁判手続きおよび刑法典が公布されている。その他に小笠原評議会によって制定され、在父島軍政官代表によって承認された現地布令がある。現在、有罪を宣告された犯罪人はおらず、また係属中の民事事件もない。

(4) 経済

主たる収入源は海軍であり、海軍は年間75,000ドルの件費で57人を雇用している。最も重要な現地産業は漁業である。小笠原貿易会社（The Bonin Islands Trading Company）を通じて行われているグアムへの輸出は1967年の1月から6月までで総額7,800ドルにのぼっている。漁獲物の輸出は現在海軍のLST（Landing Ship Tank：戦車揚陸艦）によっている輸送の不確実性および同船の冷凍能力の小規模なためもあって減少している。

(5) 通過

流通通貨は米ドルである。流通総額は不明であるが、多額ではない。約10万ないし20万ドルが円に交換されなければならないであろう。

(6) 住宅

島民居住区域は3区域あり、そのうち2区域は基地の近くに固まっている。約8ないし10軒よりなる第3の区域は基地から少し離れたところにある。これらの家屋は海軍から無償で供与された建築資材で建てられた。土地に関する権利の正確な実体は不明である。

(7) 教育

島には初等・中等学校が1校あり、島民の子弟67名および米軍関係者の子弟9名が通学している。費用は極めて少額である。グアムの高等学校には19名の島民子弟が在学しているが、家族は学費を負担していない。

(8) 基金および会社

(イ) 小笠原信託基金 (The Bonin Islands Trust Fund) は島民の利益のために軍政官によって管理されている。この基金は36,000ドルの資産を有するが、そのうち22,000ドルは現金であり、残りの14,000ドルは小笠原貿易会社に無利子で貸付けられている。

(ロ) 小笠原貿易会社は軍政官の許可により設立され、何人かの島民によって所有されている (全島民が所有権を有しているのではない)。この会社は雑貨販売所を営み、漁獲物のグアム島向け輸出を取り扱っている。1967年6月30日現在における会社の純資産は26,600ドルであった。

(9) 医療

医療は海軍により無料供与、電気、上下水道施設は海軍により少額費用で供与されている。郵便業務は海軍により行われている。

3.2.3 硫黄島記念碑⁽⁹⁾

この記念碑は40,000平方フィート (約60m²、約1,124坪) の面積を占めている。これには24時間米国旗が掲揚されている5~6フィートの碑および航空機用の警報灯が含まれている。この国旗と記念碑に至る道路とは定期的な整備を要する。

3.3 日米合同委員会議事録⁽²⁰⁾

運輸省大臣官房内村信行参事官から外務省北米局の大河原良雄参事官に、「1968年2月19日付提示の日米合同委員会議事録案について異議はないが、これに関連した下記の3項目の問題についてご配慮願いたい」と運輸省大臣官房から申し入れがあった。その理由として、ロランA局は中短波帯を用いた電子航行援助システムの管理・運用、南鳥島の気象観測所、および父島の燈台・燈浮標などは、小笠原諸島の返還で米国から我が国の運輸省への引継ぎが取りざたされていたことが原因していると考えられる。

- (1) 硫黄島所在のロランA局は、米側が引き続き使用することを希望しているが、米側が管理運営していたロランA局をC局と分離して移管を受けた先例があり、また米国沿岸警備隊内部にロランA局は日本側に移管したい意向がある旨の情報を海上保安庁において入手していることから、同島ロランA局を将来日本側に移管する意向があるかどうかを確認願いたい。
- (2) 南鳥島の気象観測所の引継ぎに関しては、合同委員会議事録案の中に何ら言及されていないが、引継ぎに関する協議を日本側気象庁と米側との間において行い得るようなルートをつけて頂きたい。
- (3) 父島の燈台および燈浮標等は、米韓軍施設の中に含まれるかどうかを確認致したい。

4. 米国側から見た小笠原諸島の返還交渉

4.1 駐日米大使館から国務省への報告

1968年1月19日に小笠原諸島の返還に先駆けて、駐日米大使館から国務省に「沖縄と小笠原諸島のまとめ (Okinawa-Bonin Roundup)」という報告がなされた。その報告から、小笠原諸島に関する内容を以下に記述する⁽²¹⁾。

- (1) 報告書が送られる前日の1968年1月18日、日本政府の専門家40人が2隻の船

に分乗して、小笠原諸島の調査に向けて出発した。政府の調査団は、到着後、島々と居住者の詳細な状況調査をした。小笠原諸島の調査以外の任務として、「日本政府が子供の教育と彼らの将来の生活についていただいている島民の心配事を解決する」という田中龍夫総理府総務長官（1967年11月25日～1968年11月30日）のメッセージを届けた。その一方で、調査団は、小笠原諸島の返還後の直接管理に伴う法的問題は解決できないが、美濃部亮吉東京都知事が島内の基地建設反対の盛り上がりや和らげたことにより、日本政府の直接管理の必要性が減少したと報告した。以上のことから、当時のマスコミは、返還後の小笠原諸島の支配をめぐる政府と東京都の紛争が都に有利に解決されるのではないかと推測した。

- (2) 美濃部都知事と政府の見解の隔たりを解決し、政府に続いて田中総理府総務長官が小笠原島民の問題の対策をしていたら、米国の小笠原諸島返還に対する関心事は満足されたであろう。

つまり、美濃部東京都知事の見解に対して、衆議院内閣委員会で田中総理府総務長官は「離島振興法を適用した非常に少ない予算で対応すると元島民が帰島できなくなるという問題が発生するので、暫定法で考えていくしか方法はない」⁽²⁾との見解を示した。そういった東京都に対する総理府のバックアップの遅れを大浜信泉博士は、「小笠原諸島の返還に向けた動きを低迷と見なければならぬ」⁽³⁾とコメントしたのではないと思われる。

4.2 硫黄島のロランA

沿岸警備隊第14管区の司令官から長官に硫黄島のロランAの運営について報告がなされた。その報告を受けて、沿岸警備隊長官から国務省に「硫黄島と父島区域におけるロランA局の運営の責任を日本の海上保安庁に移管することを勧告する」⁽⁴⁾として、国務省の当初の立場を再検討するように、1968年2月6日に強力な申し入れがあった。

国務省は慎重に検討した結果、スナイダー（Richard Lee Snider）極東局北東アジア部日本部長は、1968年2月21日に在米日本大使館木内書記官に対して、

以下の件で了承を求めた。

スナイダー日本部長は「米国沿岸警備隊と日本の海上保安庁は、硫黄島のロランAを切り離して、日本側に返還されることを希望しているかも知れないが、米国政府としては、本件は返還協定発効後に、その時の必要に応じて考えるとの結論に達した。従って、現在の交渉においては本件を不問に付することに日本側も了承ありたい」⁽⁸⁵⁾と述べた。

スナイダー日本部長の申し入れを受けて、下田武三駐米大使は極秘至急電報で三木外相に報告した⁽⁸⁶⁾。

5. 小笠原諸島返還に至るまとめ

1967年11月15日の佐藤栄作首相とジョンソン大統領の小笠原諸島の返還合意に至る共同声明を受けて、1968年4月5日に小笠原諸島の返還の調印式が行われた。日米両首脳の間共同声明から返還の調印まで約半年間で、両国間の小笠原諸島にかかる問題が解決できた理由を、日米の外交交渉から読み解く。

日米首脳の間返還合意を受けて、日本側が各省の担当者会議を開催し、省ごとの問題点を挙げて小笠原返還に向けた検討を始めた。そのとき、戦後統治を続けて来た米国から、小笠原諸島の細分化した現状分析資料が送付されてきた。この資料に基づいて小笠原の問題点を洗い出すことができた。返還後、小笠原は東京都に組み込まれるのであるが、まず政府として、返還前に小笠原調査団を編成し、洗い出した問題点について調査をすることができた。米国側は国務省のスナイダー日本部長が在米日本大使館と外務省に対して、米国政府をまとめて結果を知らせてくれたことも大きかった。つまり、日米両国はそれぞれが抱える問題を洗い出して、自国内の問題はできるだけ解決に向けて対応し、日米両国に横たわる問題については日米合同委員会で解決に向けた努力をしたことが小笠原返還を早めた最大の理由かも知れない。

その他では、戦後米軍統治となったことで、日本人は小笠原から本土に強制的に移住させられたことで、欧米系帰化人以外は生活していなかったことも、問題が複雑化しなった一因と考えられる。

6. 返還後の小笠原村

1968年4月5日に「南方諸島およびその他の諸島（小笠原諸島）に関する日本国と米国との間の協定」が調印され、同年6月12日公布、26日に発効して、小笠原諸島は日本に返還された。その後、元島民が父島や母島に帰島を始め、現在に至る。ただし、未だに元島民の硫黄島への帰島は許可されていない。

6.1 欧米系島民の教育

小笠原諸島は沖縄や奄美と同様に米軍に占領されていたが、沖縄や奄美の教育は日本のカリキュラムでの教育であったのに対して、父島での教育は米国のカリキュラムで進められていた。その理由は、沖縄と奄美の住民が日本人であったのに対して、小笠原諸島はもともと無人島で、そこに欧米人と日本人が入植して共生していた。敗戦で米軍統治となり、1946年に米軍から欧米系島民とその子孫だけが父島に帰島を許可された。そうしたことから米軍統治23年間の小笠原諸島の住民は、米国軍人とその家族、および欧米系島民の子孫のみで構成されていた。

統治する米軍は、我が国の小・中学校（義務教育）に相当するものとして、1956年にアーサー・ラドフォード提督初等学校（Admiral Arthur Radford Elementary School：ラドフォード初等学校）を父島に設立して、駐留米海軍の軍人と欧米系島民の子供達の教育を行った⁷⁾。同校は6歳で入学し、9年制の米国式カリキュラムで教育が施された⁸⁾。また、同校では米国版の教科書が使われ、9月に始業し、7月に終業する教育システムが導入されていた。当時、小笠原諸島に高等学校が無かったので、希望者はグアム島の高校へ進学した。その間の学費は無料であった。

1968年1月16日の資料の「2. 日本復帰についての住民の最大関心事」中の「(2) 子弟の教育」で、米国側から次のような要望が寄せられた⁹⁾。

高校以下の若年層は全然日本語ができないので、日本式教育の切り替えにつき住民の不安は大きい。小学生が60名、グアム留学中の中高校生が23名（グア

ムで最も優秀な学生と評判)と数は案外多い(なお、この他に米国や日本(1名)に留学中の大学生が4名いる)。留学中の子供ら自身は親の行くところに従うという気持ちだが、不安は隠せない。米国側関係者から、1つの方法として日本側の手で日本語速成教育はできないものかとの要望が出された。

しかし、米軍統治の23年間米国式の教育を受けてきた小笠原の欧米系島民にとって、小笠原諸島の返還後、速成的に日本語教育を受けて、その意味を日本人と同等に理解するなどには不可能に近い。その事例を以下に示す。

1968年6月26日に小笠原諸島の返還に伴って、ラドフォード初等学校は、東京都小笠原村立小笠原小学校と東京都小笠原村立中学校として再出発した。その日を起点として、父島の初等教育が米国教育から日本教育へと転換した。しかし、小・中学生には返還の意味が理解できなかったため、「ジャパン大きらい。ジャパンのティーチャー大きらい」⁽⁹⁾と叫ぶ生徒や、学校から飛び出す生徒もいたようで、米国側関係者が心配した通り、日本語教育が浸透するまで長期間を必要とした。父島に比べて母島は小笠原返還後も島民の帰還がなかなか進まず、1973年9月になってようやく学校が再開された⁽¹⁰⁾。

米軍統治の23年間米国式の教育を受けてきた欧米系島民の間では、英語と日本語が混ざった独特な「小笠原混合言語(Mixed Language)」⁽¹¹⁾が話され、今に続いている。こうした小笠原混合言語は、欧米系島民のルーツが英語圏であり、米軍統治の23年間は米国教育を受け、返還後は日本教育に転換するなど、波乱の多い若年期を過ごした島民に集中して見られる特有な現象であると考えられる。

なお、米軍統治の23年間米国式の教育を受けて過ごしてきた欧米系島民の子弟に、小笠原諸島が日本側に返還されたことで、米国側の要望は理解できるが、これまでの米国式教育から日本式教育に一足飛びに転換した関係で、その内容を理解するには、まず、言語の壁が立ちはだかってきた。そのことが分かっているため米国側から日本側に日本語の早期学習を図るように要望してきたのである。こうした要望は日米の両方で十分理解されていたので、日本側も欧米系子弟に対して言語の壁を取り除くための日本語教育を施した。それにもかかわらず、日本語教育は不十分であった。結果として、欧米系子弟は英語と日本語が混ざった独特な「小笠原混合言語」を話すことで、日本人と欧米系島民との

意思の疎通を図り、今日に続いている。

6.2 小笠原村の産業

小笠原諸島は東京都とは言え、東京から1,000km以上も離れた南洋の孤島である。交通の便は船舶のみで、飛行機便もない。人口は2,629人（2020年1月現在）で、小笠原村役場のほか東京都小笠原支庁が設置されている⁽³³⁾。主な産業は、農業と漁業である。農業は亜熱帯性気候を活かした野菜、花卉、熱帯果樹などが栽培されている。漁業では、広域回遊魚のメカジキ、底魚類のハマダイやヒメダイなどが漁獲の主流となっている。

6.2.1 亜熱帯性気候を活かした農業

農林水産省の熱帯農業研究センターは、熱帯・亜熱帯地域の農林業に関する試験研究を行っている機関である⁽³⁴⁾。同センターは亜熱帯地域の野菜生産の促進のために、野菜を夏野菜と冬野菜に分類して問題点を検討した結果、夏野菜が高温と日射過多という夏枯れの最悪条件の中にあり、それを克服しなければ1年の半分は野菜の生産ができないことになると指摘している。

そうした指摘を受けた東京都は、小笠原諸島の父島に「小笠原亜熱帯農業センター」を1970年に設立して、熱帯・亜熱帯作物の導入・育成と生産技術の開発を行っている⁽³⁵⁾。また、1972年に設立された母島の「営農研修所」では、島内生産者に対し農業技術の普及・啓発、農業経営の改善・指導などを行っている⁽³⁶⁾。

以下は「小笠原亜熱帯農業センター」、「営農研修所」、および「畜産指導所」が共同発行している農業生産者に向けた「農業センターニュース」から活動状況の一部を抜粋して紹介する。

2004年のNo.57では、畑の健康状態を知るための土壌診断を実施し、その結果を活用した改善方法について指導している⁽³⁷⁾。その詳細については2010年のNo.80に土壌診断の実態報告を示す。「営農研修所」では7月に父島36点、母島55点、計91点の土壌診断を実施した⁽³⁸⁾。診断結果に基づく処方箋は農業者に渡すが、ここでは今回の診断結果の概要と一般的な土壌改良対策について説明する。

今回の土壌診断結果には、「父島では石灰、苦土、カリが適正值より高い傾向が、母島ではpH、苦土が低い傾向がみられた。中にはカリが適正值の5倍以上の数値を示す圃場があり、次作では施肥量を減らすように注意することが必要である」⁽³⁹⁾と述べられている。

つぎに、農業生産者に向けた土壌改善の処方箋を示す。「適正值より低いと診断された項目は、不足する養分を含む資材を施用する。pHが低く、石灰が不足している場合は、主に炭酸カルシウムを施用する。リン酸が不足する場合は、速効性と緩効性を合わせ持つ重焼リンの施用が効果的である。苦土、カリが不足する場合は硫酸マグネシウム、硫酸カリウムなどの単肥を用いるが、苦土は苦土石灰や苦土重焼リン、カリは配合肥料から供給される場合もある。適正值より高いと診断された項目については、その養分を含む資材の施用を控える」⁽⁴⁰⁾としている。

最後に、小笠原の主力品種について記述する。2014年のNo.99では、営農研修所が「パッションフルーツの『台農1号』、『ルビースター』、および『サマークイーン』について比較栽培を行った。その結果、収穫期の早晩と果実の大きさに明確な違いがみられ、各品種の長所を活かした生産技術については今後の検討が必要である」⁽⁴¹⁾と報告している。同年No.100では、早期出荷を狙ってジャガイモの品種比較試験を実施した。「外観では『とうや、キタアカリ』が優れ、味は『キタアカリ』が最も高い評価となった。ホクホク感と皮の柔らかさが好まれ、総合評価でも『キタアカリ』が最も良い評価を得た」⁽⁴²⁾。また、「キタアカリ」は早期の3月出荷が可能であることも、高評価につながった⁽⁴³⁾。

以上のように「小笠原亜熱帯農業センター」と「営農研修所」の指導によって、土壌改良と品種改良を続けて、さらに輸送路が確保されれば、東京のような大消費地が目前に存在するので、小笠原は農業で生計を立てることが可能になってくると考えられる。

6.2.2 メカジキ漁と底魚漁

父島と母島の漁業協同組合によれば、「2008年の小笠原諸島海域におけるメカジキの漁獲量は約330トンであり、小笠原諸島総漁獲量の60%、金額は全体

の52%を占めている。また、小笠原のメカジキ漁は、『たて縄』という独特の漁法が用いられている」⁴⁴⁾。

「たて縄漁業に使用する漁船は3～10トンで、1～2人乗り組である。父島と母島の漁港を出港して、日の出前に漁場に到着する。そして午前6時頃までに、用意した『たて縄漁具』の10～20鉢を全て海中に投入する。漁師は、潮や風によって流されていく『たて縄漁具』の旗竿を監視する。昼頃には漁具を巻き上げ、仕掛けからメカジキを取り外す。そして夕方に帰港する。メカジキ漁は1年を通して可能で、漁場の水深は1,000～1,500m、仕掛けの取付け水深は400m～700mである」⁴⁵⁾。

メカジキ漁以外に小笠原の漁業を支えている水産資源は、ハマダイ、ヒメダイ、ハタなどの底魚である。底魚の漁場では、地元の漁船に雑じって多数の他県の漁船が押し寄せてくるので、資源枯渇が懸念される。安定的に底魚資源を供給し、乱獲を防止するための施策が要求される⁴⁶⁾。

上記以外に、2～7月まではトビウオ漁がなされ⁴⁷⁾、水深10～60mの浅瀬では伊勢エビ漁が盛んである⁴⁸⁾。

こうした小笠原の漁業をまとめると、『たて縄漁具』を用いるメカジキ漁と、ハマダイ、ヒメダイ、ハタなどの底魚漁とは1年を通して可能である。また、2～7月まではトビウオ漁が解禁となっている。地元の漁師による漁獲であれば資源枯渇は問題にならないが、他県から多数の漁船が底魚漁に押し寄せてくるので、東京都による小笠原の漁業資源の乱獲防止に対する政策を実現化するための施策が求められる。

7. 小笠原諸島の観光産業

日本に返還された小笠原諸島は、地政学的な面から東京都に組み込まれた。返還時の東京都知事は美濃部亮吉（1967年4月23日～1979年4月22日）であった。美濃部知事は「福祉」政策をメインとして、老人医療費無料化、高齢者の都営交通無料化、公営ギャンブル廃止、および歩行者天国の実施などを打ち立てた。しかしほとんどが頓挫し、ギャンブルは、主催者を移すことで一部の会場で存続し、歩行者天国だけが全面的に実施された。

つぎの鈴木俊一知事（1979年4月23日～1995年4月22日）が公約した臨海副都心で1996年3月24日から10月13日まで開催される予定であった世界都市博覧会は、青島幸男知事（1996年4月23日～1999年4月22日）の反対で中止された。その後、石原慎太郎が都知事（1999年4月23日～2012年10月31日）に就任した。石原知事が就任して、初めて南洋の孤島である小笠原諸島が注目されるようになった。そのきっかけは、2003年5月に政府の「世界自然遺産候補地に関する検討会」で、小笠原諸島がUNESCO世界自然遺産の候補地に選定されたことである。

7.1 小笠原諸島のUNESCO世界自然遺産への登録に向けて

2007年1月に政府が小笠原諸島を世界自然遺産に登録するための「暫定リスト」をUNESCOの「世界遺産委員会事務局」へ提出した。それを受けて石原知事は、南硫黄島の自然環境調査を行い、同年7月27日に定例記者会見で発表した。以下は知事の会見録の抜粋である⁴⁹。

小笠原からさらに離れた南の南硫黄島の自然環境調査を、先般いたしました。何人かの専門家はですね、まさに決死的な上陸を果たして、10日間ぐらいたんですかね、非常に収穫のある調査をしてくれましたが、都は小笠原諸島の世界自然遺産登録に向けて、遺産としての価値を証明するための南硫黄島の自然環境の調査を、首都大学東京と連携して実施をしたわけですが、これは前回、環境省が実施して以来25年ぶりとなる調査でありまして、現時点で判明してる中でも、学術的な価値のある発見が幾つもありました。

例えば、南硫黄島にしかない新種と思われる陸上に生息する貝類、不思議な貝ですけどね、キバサナギガイなどの発見や、世界的に珍しい岩石、玄武岩ですけどね、これも火山活動でできた新しい、非常に珍しい岩を発見しましたし、さらに南硫黄島が唯一の繁殖地とされる海鳥、これは絶滅危惧種のクロウミツバメの生態映像を、これは世界で初めて収録することができました。

とにかく、政府がUNESCOに提出する小笠原諸島の世界自然遺産登録推薦書に、南硫黄島にしかない陸上に生息するキバサナギガイや南硫黄島が唯一の繁殖地とされるクロウミツバメ、あるいは火山活動でできた新しい、非常に

珍しい玄武岩などを盛り込んで、先進国、G8の首都として初めての世界自然遺産登録を目指していきたい。

2010年1月に小笠原諸島の遺産としての価値を示した「世界遺産一覧表記載推薦書」と遺産としての価値を将来にわたり保全していくための計画である「世界遺産候補地小笠原諸島管理計画」を、UNESCOの「世界遺産委員会事務局」へ提出した⁶⁰。同年7月にUNESCOの諮問機関であるIUCN（International Union for Conservation of Nature and Natural Resources：国際自然保護連合）による現地調査で、外来種対策についての努力と成果、および関係機関やNPOとの協力関係などが評価された。その後、推薦区域の海域部分の拡張やバッファゾーンの説明強化について改善の要請が出された。

2011年5月7日にIUCNからUNESCOに、小笠原諸島の「世界自然遺産登録」の勧告という評価結果が提出された。同年6月24日の第35回世界遺産委員会において、小笠原諸島の世界自然遺産登録が決定された⁶⁰。

こうした経緯を経て、小笠原諸島が世界自然遺産に登録されたことで、小笠原固有の自然環境を保全しながらマリンレジャー産業やエコツーリズムの推進などを含めた観光産業が今後の小笠原村の経済を牽引する成長産業として期待される。

7.2 世界自然遺産の保全とエコツーリズムの推進

小笠原諸島は、東京から1,000kmも離れた南洋の孤島である。孤島であるが故に父島と母島以外は上陸が禁止されており、開発の手も入らないために、貴重な自然遺産として環境が保存されている。そこで、父島と母島以外の島々は、世界自然遺産に登録して純血種を保護している。世界自然遺産の島々以外に、硫黄島は航空自衛隊の基地があるために上陸が禁止されている。

こうした自然が残る小笠原の海では、サンゴ礁の美しい海を巡るシーカヤックツアー、スキューバーダイビング、およびホエールウォッチングなどを含めて、世界遺産の自然環境を保全しながらマリンレジャー産業への本格的な参入が期待される⁶⁰。例えば、ホエールウォッチングは、マッコウクジラは年中観察することができ、ザトウクジラは冬から春にかけて観察できる。その他に、世界

自然遺産に登録された環境での固有種の昆虫などを巡るエコツアーも、入域者数や区域を制限するなどして受け入れていくことが求められる⁶³。

その他に、東京からの渡航は、船便で24時間もかかるため往復に時間がかかりすぎる。この問題を解決するには、小笠原村と東京都小笠原支庁から東京都庁を通して国土交通省に飛行場の設置と空路の開設を積極的に働き掛けていくことが要求される。また、小笠原のエコツーリズムを満喫する独自ルートの開発なども必要ではないだろうか⁶⁴。

8. 結言

戦後米軍統治下にあった小笠原諸島は、1967年11月15日の日米両首脳による返還合意から1968年4月5日の調印式までの半年間、日米両国が水面下で進めた返還交渉と、米軍統治下で米国型カリキュラムによる教育を受けてきた欧米系島民の子弟が、返還後に日本型カリキュラムに切り替えられたときの日本語学習における習得については外務省外交史料館の開示資料を用いて明らかにした。次に、米軍統治下の父島に住み続けた欧米系島民と返還後に父島と母島に帰島した元日本人島民とが、世界自然遺産に登録された小笠原諸島を保全しながら、農業、漁業、および観光産業などを組み合わせて自然遺産に融和させながら発展させていく孤島政策について読み解いた。

こうした検討結果を以下にまとめる。

- (1) 1967年11月15日の佐藤首相とジョンソン大統領の小笠原諸島の返還合意に至る共同声明を受けて、1968年4月5日に小笠原諸島の返還の調印式が行われた。日米両首脳の間共同声明から返還調印まで約半年間で、問題が解決できた理由として、たとえば、日本側が各省の担当者会議を開催し、小笠原諸島の調査団を編成して、省ごとの問題点を挙げて検討を始めたとき、戦後統治を続けて来た米国から、小笠原諸島の細分化した現状分析資料が送付されてきたことである。小笠原は返還後に東京都に組み込まれるが、先ず政府として調査団を編成して、何から調査し、対応はどのように進めるべきかを米国からの送付資料に基づいて明示できたことが大きかった。米国側は国務省のス

ナイダー日本部長が在米日本大使館と外務省に対して、米国政府側をまとめて結果を日本に知らせてくれたことも大きかった。また、日米両国はそれぞれが抱える問題を洗い出し、自国内の問題はできるだけ自国で解決に向けて対応し、日米両国に跨る問題については日米合同委員会で解決に向けた努力をしたことが小笠原返還を早めた最大の理由かも知れない。その他に、米軍統治下の小笠原から日本人は強制的に本土に移住させられ、少数の欧米系帰化人以外は生活していなかったことも、問題を複雑にしたように思われる。

- (2) 1968年1月19日に駐日米大使館から国務省に「沖縄と小笠原諸島のまとめ」という報告書が送付された。報告書には、「日本政府調査団が小笠原諸島の返還後の直接管理に伴う法的問題を解決することはできないが、美濃部都知事が島内の基地建設反対の盛り上がりや和らげたことにより、日本政府の直接管理の必要性が減少した」と記されていた。そのことが、同年4月5日に小笠原諸島の返還に関する日米協定書の調印式が円滑に進められる一因になったと考えられる。
- (3) 農業と水産業だけの小笠原は、東京から1,000kmも離れた南洋の孤島である。それ故、東京から父島まで、定期船「おがさわら丸」で24時間かかる。孤島であるが故に父島と母島以外は上陸が禁止されており、開発の手が入らなかったため、貴重な自然環境が保全されてきた。そこで、2003年5月に政府の「世界自然遺産候補地に関する検討会」で、小笠原諸島をUNESCO世界自然遺産の候補地に選定した。2010年1月に「世界遺産一覧表記載推薦書」と「世界遺産候補地小笠原諸島管理計画」を、UNESCOの「世界遺産委員会事務局」へ提出した。同年7月にUNESCOの諮問機関であるIUCNの現地調査で、外来種対策についての努力と成果、および関係機関やNPOとの協力関係が評価された。それを受けて、2011年6月24日の第35回世界遺産委員会で小笠原諸島の世界自然遺産登録が決定し、純血種の保護がなされるようになった。
- (4) 世界自然遺産に登録された小笠原諸島は、サンゴ礁の美しい海を巡るシーカヤックツアーやスキューバダイビング、およびホエールウォッチングなどがレジャー産業の中心になってくる。また、環境保全と自然観察を主体としたエコツアーなども、複雑化した現代社会を生きる都会の人々に安らぎを与えることになる。その小笠原へは船便で片道24時間もかかるため、空路の

開設が急務となっている。ただし、世界自然遺産に登録された小笠原諸島は、人類にとってかけがえのない遺産であり、環境を保全するために無益な開発は避けなければならない。そうした自然との共存を進めることで、地球を温暖化や自然災害から保全することになる。

註

- (1) Public Papers of the President: Lyndon B. Johnson (1967年11月15日) “*Joint Statement of Japanese Prime Minister Sato and U.S. President Johnson*”, Washington. <https://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/JPUS/19671115.D1E.html> (2022年8月7日アクセス)。
- (2) 外務省 (1969年6月) 「昭和44年版わが外交の近況」『外交青書』、第13号。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1969/s43-13-shiryuu-004.htm#1> (2022年8月7日アクセス)。
- (3) 尾曲巧 (2011) 「小笠原返還—日本の縮図欧米系島民—」『国際人間学部紀要 (鹿児島純心女子大学)』、第17巻、p.121。
- (4) 真崎翔 (2014) 「小笠原諸島の占領と返還をめぐる国務省と軍部の対立の構図」『小笠原研究 (首都大学東京小笠原研究委員会)』、第40巻、p.11。
- (5) 真崎翔 (2012) 「日米関係における小笠原返還交渉の意義」『小笠原研究 (首都大学東京小笠原研究委員会)』、第39巻、pp.40-42。
- (6) 西郷南海子 (2018) 「米国施政権下小笠原諸島の返還と初等教育—日本人』に『なる』ということをめぐる—」『小笠原研究年報 (首都大学東京小笠原研究委員会)』、第41号、pp.58-59。
- (7) 小山高司 (2017) 「沖縄の施政権返還に伴う沖縄への自衛隊配備をめぐる動き」『防衛研究所紀要 (防衛相防衛研究所)』、第20巻第1号、p.122。
- (8) Robert S. Norris, William M. Arkin, and William Burr (2000) “*Where They Were: How Much did Japan Know?*”, *The Bulletin of the Atomic Scientists*, vol.56, No.1, pp. 11-13.
- (9) The National Security Archive, The George Washington University (December 13, 1999) “*U.S. Nuclear Weapons on Chichi Jima and Iwo Jima*”,
<https://nsarchive2.gwu.edu/NSAEBB/NSAEBB22/> (2022年8月9日アクセス)
- (10) 広田秀樹 (2017) 「ジョンソン政権の国際政治戦略—米ソ戦略的パリティ化の大局と冷戦「局地戦」へのアメリカの対応—」『地域連携研究センター年報 (長岡大学)』、第4号、p.140。
- (11) 特連局とは、1958年5月15日から1970年4月30日まで存在した総理府の内部部局で、特別地域連絡局の略称である。特別地域とは、沖縄・小笠原諸島・北方領土を指している。山野幸吉特連局長の下で、当時、加藤泰守参事官が特別地域を担当していた。

- (12) 外務省北米局北米課（1967年11月18日）「小笠原返還に関する各省担当者会議（第1回）」（外務省外交史料館所蔵：史料管理番号100-000144）。
- (13) 同上資料。
- (14) 同上資料。
- (15) 外務省北米局北米課（1967年11月22日）「小笠原返還に関する各省担当者会議（第2回）」（外務省外交史料館所蔵：史料管理番号100-000144）。
- (16) 外務省北米局北米課（1967年12月16日）「小笠原諸島に関する諸事実（12月15日付米国提供資料訳）」（外務省外交史料館所蔵：史料管理番号100-000144）。
- (17) 同上資料。
- (18) 同上資料。
- (19) 同上資料。
- (20) 外務省北米局北米課（1968年2月21日）「日米合同委員会議事録案について」（外務省外交史料館所蔵：史料管理番号100-000144）。
- (21) Department of State（1968年1月19日）“*Amembassy TOKYO : JOINT WEEKA No.3*”, 5. *Okinawa-Bonins Roundup*, General Records of the Department of State, Central File, 1967-69, pp.150-151, (沖縄県公文書館所蔵：資料コード0000111461、原ファイル番号：Box2243 POL2-1 Japan 9/1/67)。
- (22) 国立国会図書館「国会会議録 第58回国会 衆議院内閣委員会 第13号（昭和43年4月16日）」。
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=105804889X01319680416¤t=10>（2022年8月11日アクセス）。
- (23) Department of State（1968年1月19日）、前掲資料。
- (24) Commander, Fourteenth Coast Guard District（1968年2月6日）“*Loran A Operations on Iwo Jima*”（外務省外交史料館所蔵：史料管理番号100-000144）。
- (25) 下田武三駐米大使（1968年2月21日）「小笠原返還協定交渉」（外務省外交史料館所蔵：史料管理番号100-000144）。
- (26) 同上資料。
- (27) 西郷、前掲論文、p.48。
- (28) 同上論文、p.50。
- (29) 外務省北米局北米課（1968年1月16日）「小笠原現住島民についての諸問題点（米側関係者より聴取）」（外務省外交史料館所蔵：史料管理番号100-000146）。
- (30) 西郷、前掲論文、p.58。
- (31) 同上論文、p.49。
- (32) 小笠原混合言語については、ダニエル・ロング（2012）『『小笠原混合言語』は本当に『言語』なのか—5つの側面からの検証—』『日本語文化研究会論集（日本語文化研究会）』、第8号、pp.29-37が詳しい。

- (33) 東京都小笠原村「『心豊かに暮らし続けられる島』小笠原村」。https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/outline/ (2020年8月9日アクセス)。
- (34) 本村悟 (1983)「熱帯農業研究センターの研究活動とその役割」『農業土木学会誌 (農業農村工学会)』、第51巻第1号、p.39。
- (35) 東京都小笠原支庁 (2019)「小笠原支庁50年の記録」、p.12。
- (36) 同上資料、p.14。
- (37)小笠原亜熱帯農業センター・営農研修所・畜産指導所 (2004年7月7日)「お宅の畑は健康ですか?～土壌診断を上手に活用するために～」『農業センターニュース』、No.57、p.2。
- (38) 小笠原亜熱帯農業センター・営農研修所・畜産指導所 (2010年9月7日)「土壌診断の結果報告」『農業センターニュース』、No.80、p.1。
- (39) 同上。
- (40) 同上。
- (41) 小笠原亜熱帯農業センター・営農研修所・畜産指導所 (2014年7月23日)「実証展示『パッションフルーツ品種比較』」『農業センターニュース』、No.99、p.1。
- (42) 小笠原亜熱帯農業センター・営農研修所・畜産指導所 (2014年9月30日)「早期出荷を狙うジャガイモの品種比較」『農業センターニュース』、No.100、p.1。
- (43) 同上。
- (44) 山口邦久 (2011)「小笠原諸島海域におけるメカジキの生態と漁業」『東京都水産海洋研究報告 (東京都島しょ農林水産総合センター)』、第4号、p.1。
- (45) 同上論文、p.5。
- (46) 公益財団法人東京都農林水産振興財団 (2020年4月30日)「小笠原島漁業協同組合で魚の水揚げ見学!」。
https://tokyogrown.jp/topics/?id=649453 (2022年8月9日アクセス)。
- (47) 加藤憲司、川辺勝俊、岡村陽一、木村ジョンソン (2008)「小笠原諸島海域におけるトビウオ科魚類の生態と漁業」『東京都水産海洋研究報告 (東京都島しょ農林水産総合センター)』、第2号、p.14。
- (48) 錦織一臣、関口秀夫 (2001)「小笠原諸島のいせえび漁業」『水産海洋研究 (水産海洋学会)』、第65巻第3号、p.97。
- (49) 東京都 (2007年7月27日)「南硫黄島の自然環境調査について」『石原知事定例記者会見録』。
https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/tokyoto/profile/gaiyo/rekidai/20121031/kaiken/kako19/070727.html (2022年8月9日アクセス)。
- (50) 外務省 (2011年6月24日)「『小笠原諸島』のユネスコ世界遺産一覧表への記載 (第35回世界遺産委員会における審議結果)」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/6/0624_14.html (2022年8月9日アクセス)。

- (51) 同上。
- (52) 菊地俊夫、有馬貴之、黒沼吉弘（2012）「小笠原諸島の観光と自然資源の適正利用—南島の事例を中心に—」『ペドロジスト（日本ペドロロジー学会）』、第56巻第2号、pp.101-106。
- (53) 市川英孝（2016）「小笠原諸島世界自然遺産登録5年を迎え、その展望と可能性」『奄美ニューズレター（鹿児島大学）』、No.40、pp.10-14。
- (54) 川浪朋恵（2016）「小笠原諸島における世界遺産登録前後の観光客の変容」『地理学評論（日本地理学会）』、第89巻、第3号、pp.120-122。

Return of Ogasawara Islands and Policy of Isolated Islands

—Focusing on Ogasawara Islands, which are Registered as a World Natural Heritage Site, and Japanese Language Learning for European and American Children—

Takaaki Muraoka

In the Ogasawara Islands, which became ruled by the U.S. military due to the defeat of Japan, only Western islanders were allowed to return to the island, and Japanese former islanders were not allowed to return to the island until 1968 when they were returned to Japan. Since the education during that period was done in the U.S. curriculum, the conversion to the Japanese curriculum after the return caused confusion because the meaning of the return was not understood by the children of Western islanders. As a result, the Ogasawara mixed language, which is a mixture of English and Japanese, has come to be used daily among the children of Western islanders.

On the other hand, in the Ogasawara Islands, which has been registered as a World Natural Heritage Site, islanders are working to improve the productivity of agriculture and fisheries while coexisting with nature in a subtropical climate. In addition, the relationship between the conservation of world natural heritage and eco-tourism characterizes Ogasawara's new style.

The Ogasawara Islands, which have been registered as a World Natural Heritage Site, have become the center of leisure industries such as sea kayaking tours around beautiful coral reefs, scuba diving, and whale watching. In addition, eco-tours that focus on environmental conservation and nature observation will provide peace of mind to city dwellers living in a complex modern society. Since it takes 24 hours one way to get to Ogasawara by sea, opening an air route is an urgent matter.